

## 刑事施設の運營業務の評価（案）の概要

### 1. 事業概要

事業内容：刑事施設における運營業務（「総務業務及び警備業務」及び「作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務」）

実施期間：平成22年4月28日から平成29年3月31日までの7年

応札者数：「総務業務及び警備業務」は1者、「作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務」は2者

### 2. 実施状況に関する評価

- 確保されるべき質として設定された項目をおおむね達成している。  
【主な項目（共通事項）】
  - ・被収容者の逃走事故，暴動・騒じょう及び自殺事故（既遂に限る。）が発生しないようにすること。（指標：年間0件）→0件
  - ・施設で火災が発生しないようにすること。（指標：年間0件）→0件
  - ・施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報漏えいしないこと。（指標：年間0件）→0件
  - ・各種システムへの入力及び書類・資料の作成については，過誤がないようにすること。→入力ミスはあったものの修正等により，実害は生じていない（総務業務及び警備業務＝5件、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務＝1件）
- 創意工夫に関しては、最新の警備機器の導入、市況に応じた職業訓練の実施、様々な改善プログラムの実施等様々な改善提案がなされ、良好に業務が実施された。
- 他方、一部に複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要であるなど刑事施設特有の専門性が問われ、国で実施することが適当な業務や、刑事施設特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発揮できていない業務があるものと認められた。より多くの民間事業者の参入を促す観点からも、委託の在り方について見直しが不可欠である。

### 3. 実施経費に関する評価

- 総務業務及び警備業務  
本事業の実施経費は、単年度換算で325,190千円であり、従来の実施に要した経費と比べて、6,930千円（2.1%）の経費が削減されている。
- 作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務  
本事業の実施経費は、単年度換算で1,247,166千円であり、従来の実施に要した経費と比べて、58,287千円（4.5%）の経費が削減されている。

#### 4. 今後の事業について

本事業は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の3に基づき、いわゆる特定業務を含めた事業であることから、引き続き法の対象事業として実施する。

その際、本事業については、委託業務の適正かつ確実な実施に向けて、本評価で指摘した内容に検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。